

広報動画制作業務委託 仕様書

1. 目的

本市では、市の取り組みや施策について、広報紙やホームページなどの各種媒体を用いて計画的な情報発信に努めているところであるが、スマートフォンの普及やデジタル化が進み、市民の情報収集の手段としてY o u t u b eやSNS、サイネージ等が利用されるようになり、動画に触れる機会が多くなっている。本事業により、市長や市職員が出演し、対談形式などで市の施策・事業について解説する動画を作成する。伝わりやすさ、見やすさ等を向上させた効果的な動画を作成し市民へ分かりやすく市政情報を発信することで、施策・事業の理解や利用につなげることを目的とする。

○コンセプト

①役割

- ア 市政情報や本市の魅力をわかりやすく効果的に伝えること
「伝わること」を重視し、わかりやすい動画であること
- イ 主に若い世代や市政に馴染みのない人にも訴求する内容であること
媒体特性を活かし、特に若い世代が視聴する内容や配信の工夫がされていること
- ウ 四日市市長や市職員を効果的に起用し、動画を視聴することでより四日市市政を身近に感じられる内容であること

②ターゲット

四日市市内外の若い世代（主に20～30代）

2. 委託期間

契約の日から令和8年3月31日まで

3. 委託業務の概要及び内容

SNS等で発信を行うため、月数本ずつ、年間30本程度の動画を制作する。また、動画制作にかかる打ち合わせ、シナリオ作成、ロケハン、撮影、編集、字幕制作、映像チェックなど、動画制作にかかる一切の業務を行う。

(1) 企画提案

契約後速やかに、年間の制作スケジュールおよび、動画の制作方針を提案すること。動画の制作にあたっては、各動画の企画および構成案などを作成すること。シナリオについては、企画・構成案確定後、撮影の1週間前までに制作すること。なお、必要に応じて、打ち合わせを随時行うものとする。

提案内容には、KPIを含めること。また定期的にKPIの達成状況を報告し、必要に応じて施策の調整を行うこと。

(2) 取材・動画制作

収録に際しては、出演者は、原則、市の職員とするが、企画内容に合わせて、必要な演者や小物等を受託者が用意すること。また、内容に応じて、映像資料、BGM、ナレーションや字幕などを加え視聴者が飽きることなく視聴できるよう工夫を凝らすこと。なお、映像に映り込んだ不要物や一般市民などは、SNSで発信することを前提に、映像処理を行うこと。受託者は、成果品の納入までに、市による動画の内容チェックを受けること。

(3) 納品映像仕様

SNSへの投稿およびメディアへの提供に耐え得る画質とすること。

①縦型動画 解像度：横1080×縦1920以上

データ形式：MP4

映像尺：60秒以内

製作数：24本程度

②横型動画 解像度：フルHD規格以上

データ形式：MP4

映像尺：10分程度

製作数：6本程度

4. 著作権

(1) 受託者（以下、「乙」という。）は、契約の履行の成果物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。以下「成果物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該成果物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該成果物の引渡し時に託者（以下、「甲」という。）に無償で譲渡するものとする。

(2) 乙は、成果物が著作権に該当するとしないとにかかわらず、甲が次の各号に掲げる行為をすることについて同意するものとする。

- ・成果物の内容を自由に公表すること。
- ・成果物の利用目的の実現のために必要な範囲でその内容を改変すること。

(3) 乙は、成果物が著作権に該当するとしないとにかかわらず、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

- ・成果物に乙の実名又は変名を表示すること。
- ・成果物の内容を公表すること。
- ・成果物を使用又は複製すること。

(4) 乙は、乙が契約を履行する上で開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、甲が別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することに同意するものとする。

(5) 成果物が、甲以外の者の著作権等に関する権利を侵害しないことを、乙が確認すること。

万一、関係者その他第三者から、異議、苦情、損害賠償請求等があった場合、弁護士費用も含め、乙の責任においてこれら进行处理すること。

(6) 契約期間に関わらず、今後、本業務の成果物に関する一切の二次使用料については、本契約金額に含むものとする。

5. 成果品

年度末にすべての制作した動画を収めた電子媒体 1部
なお、月次の納品は、データ納品で差し支えない。

6. 履行報告

月次の納品実績をまとめて、書面にて報告するものとする。

7. 委託料の支払い方法

部分払いの回数9回以内及び完了払い。

8. 一括委託の禁止

乙は、業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委託してはならない。また、乙は、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

9. その他

本業務にかかる必要な資機材、一切の経費について、乙が負担するものとする。
本業務にかかるスケジュールについて、契約後、乙は速やかに甲と協議すること。
この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。